



特別償却	～26年3月末	～28年3月末
機械装置	即時償却	50%
建物・構築物	25%	

選択適用

税額控除	～26年3月末	～28年3月末
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

※税額控除は所得税または法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については4年間の繰越控除が可能

◆船舶関連産業
船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。
※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

シート、内装などの関連業種。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

② 法人税特別控除
指定を受けた日から5年間、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除できます(税額控除)

④ 研究開発税制
開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

◆船舶製造・修理業、船用機関製造業およびシート、内装、船体、無線製造業などの関連業種。

※各集積区における関連業種は多岐にわたります。ご自身の事業が民間投資促進特区の対象事業かどうかはお問い合わせください。

仙台市経済局産業振興課です

その上で
仙台市から指定を受けてください

申請は
どこに?

そのほかにも
法人事業税や
不動産取得税などの
地方税についても
特例措置が用意
されていますよ

被災者を雇用
している場合も
法人税を減額する
ことができます

そしてネクストは
②についてです

新たな雇用
だけでなく
震災のときから
雇用している場合も
対象になるんですよ

特例措置を
受けるには
まずは指定を受ける
必要があるんですよ

あとは決算時期に
実施状況報告書を
提出していただく

約1カ月後に
認定書が交付される
という仕組みです

設備投資を行う
場合は
①のどちらかを
選ぶのが
良いでしょう

雇用を
重視する場合は
②がおすすめです

①と②は
併用できます??

これは
どちらかを
選んで
もらう
形なんです

それを持って
確定申告に行けば
いいんですよ

特に法人は
各々で決算時期が
異なりますから
申請は早めのほうが
いいと思いますよ

農と食のフロンティア
推進特区もあるよ!!

専務: 社長が呼んでます

うちの専務や
社長だと選べない
ような気が...

そんな時は
税理士さんや
税務署の方に
相談して
決めるのが
いいですよ

あるいは
①と②の両方の
手続きを行って
確定申告時に
メリットの大きな
ものを選ぶという
方法もあります

**農と食のフロンティア
推進特区**

被災した東南部の農業振興地域を
復興させる特区制度で、平成24年
3月2日に認定されました。仙台
市東南部地域の復興産業集積区域
内において、区域内の農業振興お
よび雇用機会の確保に寄与する事
業を行う法人や個人事業主が税制
上の特例措置を受けられます。内

法人 (3月決算)	個人事業主 (12月決算)
5~6月*	2~3月

確定申告

た法人等に対して復興推進事業の
実施に係る認定書を交付します。

法人 (3月決算)	個人事業主 (12月決算)
5月*	2月

① 仙台市への指定の申請

指定を受ける法人または個人事業
主は、「指定事業者事業実施計画
書」と、その他に必要な事項を記
載した「指定申請書」を仙台市に
提出します。

例えば
4月申請の場合

お問い合わせは
仙台市経済局産業振興課
産業立地係

☎ 022-214-8276

※法人の場合は、法人ごとに定められた事業年
度により提出時期が異なります

④ 仙台市による認定書の交付

仙台市は指定に係る復興推進事業
を適切に実施していると認められた場
合、実施報告書の提出を受けた日
から原則1カ月以内に指定を受け

容は国税・地方税ともに民間投資
促進特区と同じです。

○復興産業集積区域
仙台市東部地区および四郎丸地区
の農業振興地域

○対象事業
農業と3つの関連業種が対象です。

【関連業種】
◆農業関連加工・流通・販売開
連産業
◆農業関連再生可能エネルギー
関連産業
◆農業関連試験研究関連産業

☎ 022-214-7329

③ 実施状況報告書の提出

指定を受けた法人等は、指定に係
る復興推進事業の実施状況、収支
決算等を記載した実施状況報告書
を事業年度終了後1カ月以内に仙
台市に提出します。

法人 (3月決算)	個人事業主 (12月決算)
4月*	1月

5月に指定を受けます

復興推進計画に記載されている復
興推進事業を行う法人等からの指
定の申請に基づき、指定要件を満
たしている法人等を仙台市が指定
します。